

に終括されたものである。

「顯彰」

實現することである。

(2) 教科書の思索

四、學習助成上の注意

||前課参照||

第一十七 教育に關する勅語（其の三）

一、學習助成の要綱

- (1) 第三段大意 (2) 斯の道の由來 (3) 斯の道の價值
- (4) 一 德 (5) 實現への努力

二、學習助成の計畫（凡四時間）

三、學習助成の實際

- (1) 領會體得

「斯ノ道ハ……德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」

1 大意

今まで仰せられた人の道は、我皇祖皇宗の遺された御訓であつて、子孫臣民が俱に永久に遵守實現すべきものである。而かも此の道は、時間的に昔から今にかけて替らぬもので、又空間的に國の内外の區別なく行ふて、少しも人としての道にもとる様な事がないと仰せられ、不變の眞理と、平常の實現とを望ませられたものである。

略解

2 斯の道の由來

「斯ノ」

此ノに同じ。

「道ハ」

人として常住座臥履み行ふべき言行に對する社會上のきまりである。

「我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ」

祖宗の遺されたる訓を言ふ。斯の道は我が民族の祖先が經驗努力の結晶である。

「子孫」

皇祖皇宗の御子孫である。

「臣民」

臣民の現在及その子孫を指す。

3 斯の道の權威

「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ惇ラス」

略解

「古今ニ通シテ」

皇祖皇宗の遺訓は、我が帝國の無始無終と同様に、無始無終の大道である。只我々現在のものから眺めるとき、皇祖皇宗の遺訓として仰ぎ奉るのみであつて、古今に通じて誤らぬものである。

「之ヲ中外ニ施シテ惇ラス」

處の普偏をお示しになつたものである。

その表現方法に於ては異なるとしても、勅語にあげられた徳目は、日本人と、外國人とは問はない、かくなければならぬと言ふ規範であつて、何等惇る處のないものである。權威をお述べになつたのである。

4 一徳

「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶フ」

略解

「拳々服膺シテ」

拳々は物を捧げ持つ形、服膺は、胸のあたりにつけると意であつて、常住坐臥之を體認し、之を實現することである。

「咸」

悉くの人。

「其徳ヲ一ニセンコトヲ」

君は君として徳をもち、臣は臣としての徳をもち、夫々その徳を國運發展の上に一ならしめんとの意である。

「庶幾フ」

希望するの謂。

5 實現への努力

教育に關する勅語は、實に古今に通じて謬らず、中外に施して惇らざる、時空を超越したる大寶典である。

然るに、明治天皇が明治二十三年十月三十日御下賜以來、相當なる年數を経てゐるに拘らず、いまだ臣民一般に徹底してゐない事を見るとき、恐懼に堪へぬ。

教育者は勿論、兒童にも御趣旨の徹底を圖り、日夜之が實現のために、至誠以てあたらねばならぬ。歐洲戰亂以來、外來思想のために、やゝ勅語の御趣旨に惇るものさへあるやに聞く。

我國の地位は、今や三大強國の一に列してゐる。然るに、その人格に於て缺くる處があるならば、何の面目があらう、益この教育に關する勅語の趣旨貫徹方法につとめて、大國民としての形式内容ともに完全に進展せしめなければならぬ。

(2) 教科書の思索

四、學習助成上の注意

||前課参照||

尋六新修身指導案

——終——

昭和十四年三月三十日 初版印刷
昭和十四年四月五日 初版發行

尋六新修身指導案（奥付）

定價 金二圓九十錢



著作者 安 部 清 見
東京市京橋區入船町三丁目三番地

發行者 藤 原 憲 太 郎
東京市京橋區入船町三丁目三番地

印刷者 葛 原 秀 一
東京市京橋區入船町三丁目三番地

發行所
東京 一八五三番
大賣 所
東京
北 隆 館
文 林 堂
文 盛 堂
長 間 覺 張 書 店
大阪 合資會社 柳 原 書 店
名古屋 川 潤 書 店
久留米 菊 竹 金 文 堂
福岡 大 坪 恒 信 堂
金 譯 宇 都 宮 書 店

明治圖書株式會社

263.5
164

終